

# 埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会 規約

## (目的)

第1条 将来的に大量排出が見込まれる使用済太陽電池モジュールについて、リユース・リサイクルの体制を確立していくことは、循環型社会の形成のみならず、県内産業廃棄物処理業界の振興のためにも重要である。このため、産業廃棄物処理業者、関連事業者、研究機関及び行政機関等が連携し、処理体制の確立や新たなビジネスの創出を図ることを目的に「埼玉県太陽電池モジュールリサイクル協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) セミナー・研修等の開催
- (2) 会員の交流の場づくり
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第3条 協議会の会員は、第1条の目的を共有する者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 埼玉県内の産業廃棄物処理業者
- (2) 一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の会員(賛助会員を含む)
- (3) 太陽電池モジュール製造事業者
- (4) 埼玉県において具体的に太陽電池モジュールのリユース・リサイクルの事業化を検討する者であって、次の各号のいずれかに該当する者
  - ア 処理装置製造事業者
  - イ リユース品及びリサイクル資源の利用を検討する事業者
  - ウ その他リユース・リサイクル事業を検討する事業者等
- (5) 金融機関
- (6) 研究機関及び行政機関

## (入会及び退会手続き)

第4条 協議会に入会しようとする者は、入会申込を行い、事務局の確認を受けるものとする。

2 前条により確認を受けた内容を変更しようとする者は、変更申込を行い、事務局の確認を受けるものとする。

3 協議会を退会しようとする者は、退会届出を行うものとする。

4 一年以上連絡のとれない会員は、事務局が退会手続きをとることができるものとする。

### **(協議会の開催)**

第5条 協議会は、事務局の招集により開催する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、第3条に規定するもの以外の者に出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### **(分科会の設置)**

第6条 第1条の目的を達成するため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

### **(情報の公開・非公開)**

第7条 協議会の会員の名称（企業・団体名）については、原則公開とする。

2 協議会において、会員から公にしないとの条件で任意に提供された情報及び関連する議事録等については、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号。以下「情報公開条例」という。）の基準に準じて、原則非公開とする。

3 その他情報についても、情報公開条例の基準に準じて公開可否の判断を行う。

4 埼玉県が保有する情報については、情報公開条例に基づき処理を行う。

### **(会費)**

第8条 協議会の入会金及び年会費は、無料とする。ただし、協議会で実施する活動のために必要と認められる場合は、当該活動に参加した会員から相応の負担金を徴収することができるものとする。

### **(事務局)**

第9条 協議会の事務局は、埼玉県環境部産業廃棄物指導課及び一般社団法人埼玉県環境産業振興協会に置く。

### **(その他)**

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

## **附則**

この規約は、令和2年3月2日から施行する。